

船舶事故等調査報告書

平成21年1月8日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008仙第26号	
事故等名	漁船第二十五勝運丸漁船第八昭栄丸衝突	
発生年月日	平成20年9月11日 03時55分ごろ	
発生場所	岩手県久慈市牛島灯台から真方位090° 11.5海里	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月23日 仙台・地方事故調査官が第二十五勝運丸所有会社及び第八昭栄丸所属漁業協同組合に電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 漁船第二十五勝運丸 75トン	
船舶番号	128235	
船舶所有者	金勘漁業株式会社	
船種・船名・総トン数	B 漁船第八昭栄丸 18トン	
漁船登録番号	IT2-4022	
船舶所有者	個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 四級海技士(航海)免状 A 甲板員(船橋当直者) 免状なし B 船長 一級小型船舶操縦士、特殊小型船舶操縦士及び特定操縦免許	
負傷者	A なし B なし	
損傷	A 左舷船首部ハンドレールに曲損、左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部及び同甲板に亀裂を伴う損傷	
事故の経過	A船は、平成20年9月11日02時30分ごろ、底びき網漁操業のため岩手県久慈港を出航して漁場へ向かって東行中、B船は、同日00時05分ごろ、いか一本釣り漁操業のため青森県八戸港を出港して岩手県沖の漁場へ向かって南東進中、03時55分ごろ、A船左舷船首部と、B船右舷船首部とが衝突した。 当時の気象、海象は平穏で、視界は良好であった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし B船船橋当直者が見張り不十分で、A船に気付かず、衝突を避けるための措置をとらなかったこと A船船橋当直者が、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったこと
原因	本件衝突は、次のことが関与した可能性があると考えられる。 B船船橋当直者が見張り不十分で、A船に気付かず、衝突を避けるための措置をとらなかったこと。 A船船橋当直者が、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったこと。	